

しずおか 県民児協だより



第
47
号

題字／静岡県民生委員児童委員協議会顧問 天野隆玄 書

2024.2.1発行



もくじ

- P2 静岡県通信
- P3 関東ブロック民生委員児童委員活動研究協議会参加レポート
- P4 連載「一斉改選後の民生委員活動」
- P6 特集 災害時に取り組んだこと 平常時に準備すべきことin沼津市**
- P8 インフォメーション／編集後記

タイトル：オオカミ

作者：望月 エリカ
アトリエクオッカ
atelierQUOKKA

パステル画を得意とし、動物の毛並みの細かな色調の変化を繊細に豊かに表現することができます。狼の横顔を描いたこの作品が代表作です。



みんなで防災！ 未来へつなぐ 静岡の力

静岡県危機管理監
黒田健嗣



民生委員・児童委員の皆様におかれましては、日頃から、本県の防災行政に御理解、御協力をいただき、厚く御礼申し上げます。

さて、元日の能登半島地震により、多くの尊い命が奪われ、甚大な被害が生じています。お亡くなりになられた方々に謹んで哀悼の意を表しますとともに、御遺族と被災された方々に心からお見舞いを申し上げます。

地震や風水害などの災害から県民の皆様のご生命と財産を守るため、最も重要なのは、県民の皆様が防災を自分事として捉え、災害を正しく知り、備え、行動することです。

このため、地域の災害リスクを理解し、いつ、どこ

へ避難するのかをあらかじめ整理する「わたしの避難計画」を県民の皆様一人ひとりに作成していただくとともに、水、食料、携帯トイレ等の備蓄や家具の固定など家庭内の対策の再確認をお願いしています。

皆様にも、御自身の備えの再確認や、関わりのある方々への呼びかけなど、家庭内対策の推進にお力添えをお願いいたします。

また、県の「地震・津波対策アクションプログラム2023」では、基本理念として「被災後も命と健康を守り、健全に生活できる社会の実現」を掲げています。

被災者の中には、支援が必要でも自ら声を上げられない方もいらっしゃるま

す。特に、日常生活において支援が必要な方は、より深刻な状況に陥りやすいことから、一人ひとりに寄り添った細やかな支援が求められます。

民生委員・児童委員の皆様には、行政やボランティア、医療・福祉等の専門職、関係団体等と連携し、被災者の自立、生活再建の早期実現に御協力いただければ幸いです。

県では、今後とも、市町と一体となって、ハード、ソフト両面から防災対策を推進してまいりますので、皆様の一層の御理解と御協力を賜りますようお願い申し上げます。

結びに、皆様のご健康と御多幸を心から祈念申し上げます。

令和5年度（第83回） 関東ブロック民生委員児童委員活動研究協議会に参加しました！

式典では、次年度開催県である
本県岩倉会長から挨拶をしました！



9月7日から8日にかけて、新潟市の「ANAクラウンプラザホテル」にて、令和5年度（第83回）関東ブロック民生委員児童委員活動研究協議会に県民児協の常任理事が参加しました。関東ブロック大会は、1日目に式典と記念講演、情報交流会があり、2日目に分科会という構成になっています。記念講演では、三味線プレイヤーの史佳（ふみよし）氏の三味線演奏を交えながら語られる母の力強い愛と、人生の転換期のお話に心を打たれました。2日目の分科会では、4つの分科会に分かれ、「成り手確保」や児童に対する支援など、時事の課題について事例を聞きながら協議し、情報共有をしました。

夕食・情報交流会の様子

1日目の夜に開催される情報交流会では、各県・政令指定都市の民生委員がそれぞれのテーブルについて、夕食を食べながら、日頃の活動や悩みの共有が出来る場となります。新潟市の美味しいお酒や食事を楽しみながら、他県の皆様と色々な話をさせていただきました。普段言えない本音など、民児協を束ねる立場ならではのお話がたくさん出たのではないのでしょうか。



参加した常任理事の皆様



令和6年度は、静岡県が当番県となります。7月18日、19日に開催を予定していますので、県民児協の理事の皆様、開催市の沼津市を中心とした県東部の民生委員の皆様にも御参加いただきたいと思います。県外や静岡市・浜松市からおよそ200名の民生委員児童委員の皆様をお迎えします。ぜひ、静岡県の美しい風景、美味しいお茶やお料理、元気な県民児協の皆様でおもてなしをしましょう！

【令和6年度（第84回）

関東ブロック民生委員児童委員活動研究協議会】

日程：令和6年7月18日（木）～19日（金）
場所：プラサヴェルデ（沼津市大手町1-1-4）

一斉改選後の民生委員活動

WITHコロナ時代の活動

河津町民生委員児童委員協議会

河津町は伊豆半島南東部に位置し、人口は6,561人、世帯数は3,268世帯（令和5年11月1日現在）で、国の過疎地域指定を受けています。

町の民生委員児童委員は主任児童委員2名を含め28名、うち新任が15名です。委員のなり手不足が全国的に問題となつていますが、河津町では従来より欠員が出ておりません。しかし現役の行政区長が兼任したり、ご夫婦が引き継いだり、移住された方やリタイヤ後に帰郷された方が任を負っているのが現状です。

とはいえ活動のすべてが中止となつたコロナ禍に比べれば、相変わらずマスクの着用や、会議で使用する机の消毒など面倒な点はありませんが、視察など研修の機会も増え、新任者も活動に対しての理解が深まっています。また2期目以上の委員は自主活動を提案するなど、能動的で意識の高さを感じ

られます。

この数年間で、人との関わり合いは大きく変わつてしまい、距離感を保つことが当たり前になりました。「公」と「私」、「人」と「人」の間の橋渡し役として、我々委員の役割があると自覚し、コロナ禍と共存しながら今後も活動を続けてまいります。



防災センターでの全体研修（河津町）

支え合う、地域とともに

富士市田子浦地区 民生委員児童委員協議会

田子浦地区民生委員児童委員協議会は富士市の南部、駿河湾に面し、民生委員20名主任児童委員2名の22名で活動しております。今回の改選で民生委員の約半数が交代することになりましたが、退任した委員のペアサポーターとしての協力もあり、委員活動の他、地区独自の活動を通して、新任委員の地域での認知も深まり安堵しております。

田子浦地区では、一人暮らし高齢者の孤独感を和らげ、安心して住み続け、地域で支え合うことを目的に、見守り活動の視点を变えて高齢者自身から発信していただく「あんしん見守り表」(下図)を考案しました。地区での承認後、対象世帯へカードの配布を行い、オレオレ詐欺1件、詐欺商法2件を未然に防ぐことができました。

また、協力的事業として参加した、地区最大の行事である「みなとまつり」では、福祉ブースの開設、



麦茶の無料提供、高齢者休憩所と福祉車両のサポートを担当しました。用意した麦茶の提供が終わると全員での食事会で懇親を深め、ファイナーレの花火大会を間近で見物し、労をねぎらいました。
このように、田子浦地区では今後も地道な活動と合わせ、地域に寄り添った楽しい民児協活動をモットーに運営してまいります。

令和5年度 あんしん見守り連絡先一覧表

日常生活で困ったことがありましたら下記のどなたにでも、ご連絡を！！

役名	名前	班	電話番号
区長	〇〇 〇〇	〇	00-0000
班長	〇〇 〇〇	...	00-0000
民生委員	〇〇 〇〇	〇	00-0000

田子浦地区まちづくり協議会・民生児童委員協議会

あんしん見守り表（富士市）

新任委員と同じ目線で

牧之原市相良地区
民生委員児童委員協議会

私たちの地区民児協は、51名の委員で構成されています。

昨年の一斉改選で、半分以上の委員が退任し、34名の新しい仲間が加わりました。

この大きな変化に対応するため、私たちはこの一年間、特に新任委員のサポートに重点を置き、今までと変わらぬ地域の身近な相談相手としての活動が継続されるよう民児協全体で取り組んできました。

私たちの目標は、委員が自信をもって活動できるようにすることです。専門部会等の活動において、継続委員それぞれが経験を活かしたアドバイスや委員活動で抱える様々な想いを共有することで、新任委員と同じ目線に立ち、新任委員が孤独にならず地域活動に取り組めるようサポートしてきました。

このような充実した活動により、委員同士の相互理解も深まり、地区民児協に早く馴染め、活動の困難もひとりで悩みを抱え込まず対応することができていたのではないかと思います。

また、相乗的に継続委員は、先輩としてより積極的に活動に取り組む様子が見られ、民生委員とし

ての自覚が一層強くなったように感じています。

新任委員の新しいエネルギーと継続委員の経験が融合され、今後の活動がさらに充実し、地域社会にとっての価値となってくれることを願っています。



定例会の様子（牧之原市）

防災の見直しと視察研修の再開

袋井市民生委員児童委員協議会

令和元年に発生した新型コロナウイルスが5類になり、やっと袋井市の民児協の活動も一斉改選後は平常に戻っています。

袋井市は、令和4年の台風15号で1人の方が亡くなり、床下・床上浸水などの大きな被害がありました。また、令和5年も台風2号で規模は小さかったものの被害が発生しました。民児協では、各地区でどのように対応したか聞き取りをしましたが、組織として動くことができなかったと反省し、各地区でどのように対応していくか協議を行っていくことになりました。

一斉改選後、ある単位民児協では、今まであった地震の災害に対する対応マニュアルを見直し、震度4以上の地震発生の場合と警戒レベル4以上の大雨・洪水が発生した場合の統一したマニュアルを作成し、対応にあたることにしました。被害状況によっては臨時役員会を開催して、対応を協議することや支援が必要ときは自治会や社会福祉協議会、市役所と連携して支援活動にあたることをマニュアルに明記しました。

また、一斉改選後には制限のあつ

た視察研修を再開し、3年間視察できなかった老人福祉施設の見学を行ったり、県外へ足をのばしての視察研修も行ったりしています。座学に加えて現場の方々の様子を見たり、話を聞いたりして福祉に対する認識を深めることができています。今後、部会同士の交流もできるか検討し、活動内容が充実したものになるよう工夫していきたいと思っています。



視察研修の様子（袋井市）

特集

災害発生！

そのとき民生委員・児童委員がとるべき行動は？

災害時に取り組んだこと 平常時に準備すべきこと

1月1日に能登半島を中心とする大規模地震が発生しましたが、ここ数年、大雨や台風・地震等による被害が増加・激甚化しており、いづどこが被災してもおかしくない状況です。

被災している地域では、民生委員・児童委員の協力が不可欠ですが、いざ災害が発生したとき、「私たち民生委員は何をしたらよいのか」。そんな不安を抱えている人も少なくないはずです。

そこで今回は、沼津市原地区を取材訪問しました。

令和5年6月2日から3日にかけて起きた台風第2号による河川氾濫などにより、沼津市原地区西添町では55世帯の床上浸水被害が発生。そのうち18世帯が一人暮らしや高齢者の住宅でした。

当時、民生委員・児童委員として取り組んだこと。また、その経験を踏まえて今から準備できることについて、原地区の民生委員・児童委員の皆さんにお話をうかがいました。



取材にご協力いただいたのは、
左から山本 弘一さん
(原地区社会福祉協議会 事務局長)、
菊池 昌治さん
(原地区民生委員・児童委員協議会西添町担当)、
植松 昇さん
(原地区民生委員・児童委員協議会原新田担当)



とくに被害が大きかった沼川周辺を案内してくださいました。



山本さんのご自宅前にて。この位置まで浸水したそうです。



6月3日(土)は道路が通行不可となり訪問活動ができなかったため、委員同士のグループLINEを使って情報収集に努めました。

翌朝、原新田自治会長による放送後、訪問活動を開始。安否確認ルートを歩きました。沼津市社会福祉協議会(以下 社協)から配布依頼のあったチラシを配りながら、原地区センターに沼津市の罹災・被災証明受付窓口と、沼津市ボランティアセンターが開設されることを案内しました。

要援護者リストをもとに、一人暮らしの高齢者を重点的に訪問。何から手をつけていいかわからない世帯には、ボランティアセンターに連絡して自宅に来てもらい、相談しなからはじめるようにアドバイスをしました。

災害発生後、どのような活動をしましたか？

6月2日(金)19時頃、原地区民生委員7人が初めてグループLINEでつながりました。避難所開設の知らせや避難状況を伝えたり、各地区の浸水状況が写真とともに送られてきました。私は原地区12地区の被害状況をLINEで18名に問い合わせ、被災が集中しているのは西添町地区のみと判明。原中、原小、原東小が避難所として開設していることをLINEでお知らせしました。新しい情報が刻々とLINEで送られてきました。



▲委員同士でグループLINEを作り、各地区の被災状況をつぶさに情報交換

委員同士の情報交換や連絡は、グループLINEが重宝しました。今まで電話を利用していましたが、歯痒く感じるものが多く、その点、LINEは写真を送ることができると、一目瞭然と説得力がありました。

発災時にどのような連絡手段をとりましたか？

自治会との連携は？

6月3日(土)に自治会役員が西添町を全戸訪問し、市や社協に災害状況の速報を報告していました。その情報の一部を自治会長より共有することができました。

ほとんどの役員や自治会員が片付けに追われるなか、民生委員のやるべきことは、日常の安全確認に戻り、住民の声を聞くこと。こつこつときこそ「災害に備える民生委員・児童委員活動10カ条」が生きてきます。

定例会など日頃から繰り返し話すことが大事だと感じました。



平常時に取り組んでいること

自治会との連携は、平成27年から実施している年3回の「いきいきサロン」を通して強化に努めています。民生委員は司会進行を担当。自ずと自治会役員さんたちと気心が知れるようになりました。

加えて毎年5月、自治会組長会議に各地区の民生委員が出席し、民生委員の顔と活動内容を知ってもらう努力と、回覧板で活動の一部を住民にPRしています。



社協やDWA T[※]との連携は？

沼津市民児協の加藤会長より「DWA Tに同行して浸水被害を受けた家を訪問してほしい」とLINEを通じて依頼がありました。6月10日(土)・11日(日)の2日間、DWA Tと一緒に9世帯を訪問しましたが、不在宅が多く、拒否された世帯もあり、まともに取り合ってもらえませんでした。

その後もDWA Tは、17件の未解決の世帯を再三訪問。6月18日(日)には全世帯の状況を把握し、関係機関につなげることに成功。プロの手法が勉強になりました。また「福祉ニーズ活動報告書」を8件受領し、その後の活動に生かしています。

※DWA T:災害時、避難所で高齢者や障がい者などの要配慮者に福祉支援を行う民間の福祉専門職で構成するチームのこと

当時の心境や今後への教訓

災害時は要援護者の安全確認が急がれますが、6月2日(金)16時頃には、西添町15組・16組の組長さんが要援護者7人に対して、避難の有無を確認する連絡ができたとのこと。要援護者名簿の取りまとめに、毎年民生委員が関わるようになって長い年月が経ちますが、今回の経験を通して地区の役に立っていることを実感でき、嬉しく思いました。

災害という一つのテーマに取り組むとき、連合自治会、地区自治会、社協、民生委員・児童委員のタテの連携は上手くいっていると感じました。今後は基本的な情報を誰もが共有できるように、ヨコの連携も強化していけたらよいと思います。

災害に備える
民生委員・児童委員活動
10か条

民生委員・児童委員として災害に
向き合う大原則

- 第1条 自分自身と家族の安全確保を最優先に考える
- 第2条 無理のない活動を心がける

平常時の取り組みの基本

- 第3条 「地域ぐるみ」で災害に備える
- 第4条 災害への備えは日ごろの委員活動の延長線にあることを意識する
- 第5条 民児協の方針を組織として決定し、行政や住民等にも周知する

市町村と協議しておくべきこと

- 第6条 名簿などの個人情報の保管方法、更新方法を決めておく
- 第7条 情報共有のあり方を決めておく

発災後の民児協活動において
留意すべきこと

- 第8条 委員同士の支え合い、民児協による委員支援を重視する

避難生活から復旧・復興期の活動で
意識すべきこと

- 第9条 支援が必要な人に、支援が届くように配慮する
- 第10条 孤立を防ぎ、地域の絆の維持や再構築を働きかける

本指針で示す考え方をふまえ、それぞれの地域の实情に即した民児協としての方針をそれぞれに整理していただくことが必要です。そして、整理した考え方を市町村等に伝え、連携するとともに、地域住民の命や暮らしに責任をもつ行政として災害への準備を整えるよう働きかけていきましょう。

INFORMATION

個別避難計画について

「災害対策基本法」の改正に基づき、平成25年には「避難行動要支援者名簿」の提供先の一つとして民生委員・児童委員が挙げられ、平成30年度には支援活動に関する指針が作成されました。平時から行政や自治会（町内会）、自主防災組織、社協など地域ぐるみでの体制づくりが求められています。

「避難行動要支援者」とは

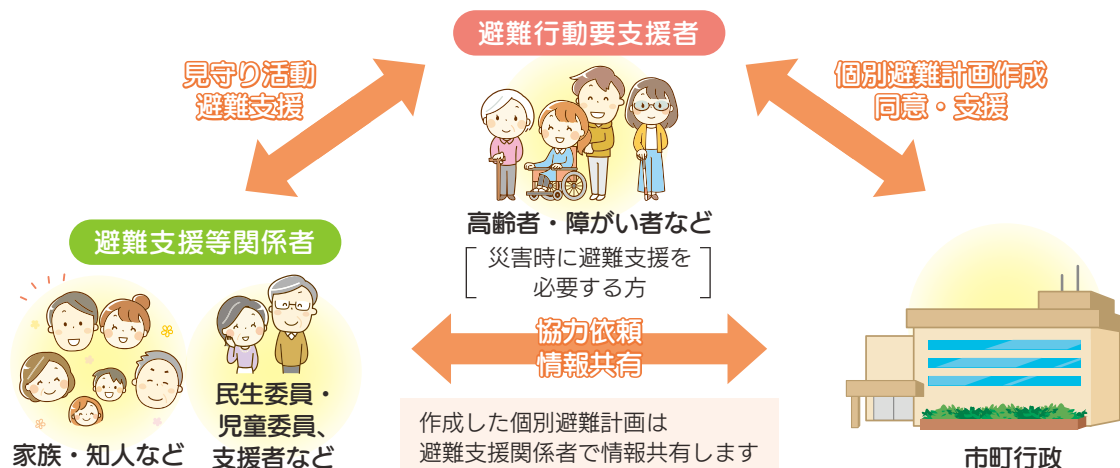
自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な非難の確保を図るために支援を要する方のことです。

「個別避難計画」とは

令和3年の災害対策基本法の改正では、「避難行動要支援者」1人ひとりに対し、避難計画を作成することを市町村の努力義務としました。この背景には避難行動要支援者名簿の、平時からの共有や活用が十分に行われておらず、災害対応の場面で課題が生じていたからでした。

個別避難計画は、地域の特性や実情を踏まえて、避難行動要支援者名簿情報に基づき、行政や民生委員・児童委員、社協等の関係者、避難行動要支援者と打合せて策定します。

避難支援等関係者は、避難行動要支援者の避難支援に関して責任を負うものではありません。普段から顔の見える関係を構築し、避難行動要支援者が地域で孤立することを防ぎ、地域にとけ込んでいくことができる環境づくりに努めることが、発災時の円滑かつ迅速な避難支援に繋がります。



編集後記

新型コロナウイルスが5類感染症に位置付けられ、各地域でのお祭りやイベントが制限なく開催されるようになってきました。皆さんの家庭でも、帰省や親戚の集まりなどで久しぶりの賑やかな年末年始を過ごされた方も多かったのではないのでしょうか。一方で、この4年間の閉塞した生活で、地域コミュニティの弱体化が進行していることも危惧され、静岡県の自治会加入者率は70%に低下しています。

この様な中、各市町では「避難行動要支援者名簿」の作成と、その名簿に掲載された人の「個別避難計画」が作成されます。私たち民生委員・児童委員は令和5年3月に改定された「災害に備える民生委員・児童委員活動10か条」を念頭に平時時から市町や自主防災会等との協力体制の取決めが必要です。特に民生委員・児童委員が普段から見守りや訪問活動で把握した「災害時要援護者」を市町の要支援者名簿に組入れていく事は重要な活動と言えるでしょう。「災害時一人も見逃さない運動」の浸透として「災害発生警戒レベル3」が発令されたら、地域住民が一声かける「瞬間ボランティア活動」のできる地域を行政と共に作る事が出来れば良いと思います。

富士宮市 佐野 晋



発行日：令和6年2月1日

編集発行：静岡県民生委員児童委員協議会 〒420-8670 静岡市葵区駿府町1-70 静岡県社会福祉協議会内

問合せ：☎ 054-254-5224 FAX 054-251-7508